ご意見・ご提案		受付年月日	令和5年6月14日	
件名	市営バス浅口ふれあい号の運用について			
内 容	車いす利用の人は恩恵を受けられません。移動は福祉タクシーになりま			
	す。停留所まで歩けない人、遠い人、部落を通っていない人がいる中、こ			
	のままで続けるのでしょうか。他市町村では種々工夫され、恩恵を平等に			
	受けられるように努力しているように見えます。一考してください。			
	回答	回答年月日	令和5年7月21日	
担当部課	担当部課 企画財政部 地域創造課			
内 容	現在運行中の市営バス浅口ふれあい号は、タクシー事業者への影響も考慮			
	し、路線バスのようにルートや時間を定め、できる限り市内を隈なく回れ			
	るよう、車両もサイズダウンしたものを選び、ルートも随時見直しを行っ			
	ています。			
	また、この市営バスは、車いすを安全に固定する器具やスペースを備えた			
	福祉車両ではないため、車いすを利用されている方など、何らかの介助が			
	必要な方は乗車を遠慮いただき、福祉タクシーの事業者を案内しているの			
	が現状です。			
	停留所まで歩けない方、遠い	方についても、	全てをカバーすることは大変	
	難しい面があります。福祉施策を含め、様々な観点から対応を研究したい			
	と思います。			